

旭医大達第52号

旭川医科大学病院遺伝子治療臨床研究審査委員会規程を廃止する規程を次のとおり定める。

令和3年3月31日

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院遺伝子治療臨床研究審査委員会規程を廃止する規程

旭川医科大学病院遺伝子治療臨床研究審査委員会規程（平成16年旭医大達第35号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和3年3月31日から施行する。

【制定理由】

臨床研究法（平成29年法律第16号）の施行によって、新規の遺伝子治療臨床研究に係る審査はすべて、認定臨床研究審査委員会（厚生労働省の認定を受けた審査委員会）で行われることとなった（臨床研究法施行前に審査されたもの及び現在審査中の遺伝子治療臨床研究に関しては、遺伝子治療臨床研究審査委員会で引き続き審査することとなる。）。

本学では、今まで遺伝子治療臨床研究が行われたことがなく現在遺伝子治療臨床研究審査委員会で審査中の案件もないことから、本規程を廃止するものである。